

新旧比較表

■ ケーブルテレビ利用規約（オーナー用）

変更事項	変更前	変更後
規約名称	ケーブルテレビ利用規約（オーナー用）	集合住宅再放送利用規約（建物所有者向け）
（施設の設置、所有および工法） 第5条	第5条 当社は、同時再放送サービスを提供するための施設（放送センターより保安器または V-ONU に至るまでの施設をいいます。）の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。 ただし、加入申込者は引込みに際し工事分担金として、別に定める工事費を負担するものとします。	第5条 当社は、同時再放送サービスを提供するための施設（放送センターより保安器または V-ONU に至るまでの施設をいいます。）の設置に要する費用を負担し、これを所有します。 また、加入申込者は施設の設置に伴って必要となる管路、場所、電源等は無償で提供していただきます。 なお、加入申込者は引込みに際し工事分担金として、別に定める工事費を負担していただきます。
（規約の改定） 第11条	第11条 当社は、当規約を改定することがあります。なお、規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。	第11条 当社は、当規約を改定することがあります。なお、規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい規約によります。 2 当規約を改定した場合、当社は当社各局の店頭に掲げ置く他、ホームページ等のオンライン上の表示、その他当社が適当と判断する方法により、加入申込者に対し随時必要な事項を通知します。
附則	本規約は、2017年12月15日から施行します。	本規約は、2019年7月19日から施行します。